

第3部会（文教厚生）

第4次高砂市総合計画

基本計画（素案）

【概要版】

企画総務部

目次

第2章	誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市	1
第1節	市民の暮らしを支える福祉の充実	
1	地域福祉	1【第3部会】
2	子育て支援	1【第3部会】
3	ひとり親家庭の自立支援	2【第3部会】
4	障がい者福祉	2【第3部会】
5	高齢者福祉	2【第3部会】
6	生活困窮者支援	3【第3部会】
第2節	健康づくりのための保健・医療の充実	
1	健康増進	3【第3部会】
2	地域医療	3【第3部会】
3	福祉医療	4【第3部会】
第3節	安心を確保する社会保障制度の啓発	
1	国民健康保険	4【第3部会】
2	国民年金	4【第3部会】
第3章	ふるさとを愛し思いやりと たくましが育つ教育文化都市	5
第1節	生きる力を培う教育の充実	
1	幼児期の教育	5【第3部会】
2	確かな学力	5【第3部会】
3	豊かな心	5【第3部会】
4	健やかな体	6【第3部会】
5	特別支援教育	6【第3部会】
第2節	命や人権を大切にすの育成	
1	共生の心	6【第3部会】
2	生徒指導・教育相談	7【第3部会】
3	体験活動	7【第3部会】
第3節	安全安心で信頼される園・学校づくり	
1	学校の組織力	7【第3部会】
2	教職員の資質能力	7【第3部会】
3	学習環境	7【第3部会】
4	教育委員会機能	8【第3部会】
第4節	連携した教育の支援	
1	家庭の教育力	8【第3部会】
2	地域の教育力	8【第3部会】
第5節	生涯学習社会づくり	
1	社会教育・生涯学習	8【第3部会】
2	生涯スポーツ	9【第3部会】
第6節	創造豊かな芸術・文化の振興	
1	芸術・文化	9【第2部会】【第3部会】
第7節	個性を認めあえる人権の尊重	
1	人権教育・人権啓発	9【第3部会】

第2章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市

<基本目標>

すべての市民が、住み慣れた地域のなかで、自分らしく、自立した生活を営むことができる社会を築くため、その基盤となる福祉・保健・医療に関する施策の一層の推進を図ります。安心して子どもを生み育てることができる環境を整備し、高齢者や障がいのある人など生活支援を必要とする人々が、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、自助、共助、公助の相互の連携をとりあい、地域社会が一体となるまちづくりを進めます。

第1節 市民の暮らしを支える福祉の充実

1 地域福祉【第3部会】 基本計画（素案）（P8～9）

<施策の目標>

一人ひとりが個人としての尊厳を持ち、家庭や地域で安心した生活ができるように地域福祉の取組みを推進します。地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支えあいや助けあうことができる「ぬくもりのまち」の実現をめざします。地域の生活課題に対応できる情報提供や担い手づくり・拠点づくりを図ります。

<施策の方向>

- ①福祉や地域に対する意識の向上
- ②情報提供の充実及び情報の共有化
- ③交流の促進とネットワークの構築
- ④福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり
- ⑤福祉サービス・制度の適切な利用促進
- ⑥安全で安心して暮らせる環境づくり

2 子育て支援【第3部会】 基本計画（素案）（P10～11）

<施策の目標>

子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことのできる環境づくりを推進します。また、家庭だけでなく、地域、学校、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていく取組みを推進します。

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが健やかに育っていける社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。

<施策の方向>

- ①子育て家庭への支援
- ②子育て支援のコミュニティ整備
- ③就労と子育ての両立支援
- ④健全育成に向けた教育の充実
- ⑤地域での生活環境の整備
- ⑥安心して子どもを生み、育てることのできる環境の整備

第2章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市

3 ひとり親家庭の自立支援【第3部会】 基本計画（素案）（P12～13）

<施策の目標>

ひとり親家庭が抱える問題を把握し、自立かつ安定した生活のなかで、安心して子育てができる環境をつくるため、関係機関と連携し、相談・情報提供体制の充実等、総合的な自立支援策を図ります。

<施策の方向>

- ①就業支援の充実
- ②子育て・生活支援の充実
- ③経済的支援の推進
- ④相談・情報提供体制の充実
- ⑤養育費確保の推進

4 障がい者福祉【第3部会】 基本計画（素案）（P14～15）

<施策の目標>

障がいのある人が社会の一員として、不当な差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域で自立した生活がおくれる社会の構築をめざします。「ノーマライゼーション※1」「リハビリテーション※2」「共生社会」の実現を基本理念とし、さらなる障がい者の「完全参加と平等」の実現、障がい者の自立をめざします。

<施策の方向>

- ①療育、保健・医療、教育の充実
- ②雇用・就労の支援
- ③生活環境の整備
- ④福祉サービスの充実
- ⑤総合的な推進

5 高齢者福祉【第3部会】 基本計画（素案）（P16～17）

<施策の目標>

高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、健康の保持・増進と生活の安定を支援する環境づくりに取組めます。介護の質の充実を図るとともに、就労機会、社会的活動に参加する機会が得られ、社会を構成する重要な一員として尊重され、自立と連帯の精神に立脚した地域社会を整備します。持続可能な介護制度の構築に向けた取組みを図ります。

<施策の方向>

- ①安心できる介護サービスの提供
- ②総合的な介護予防の推進
- ③地域ケア体制の整備
- ④介護保険事業の円滑な運営
- ⑤自立を支える福祉サービスの提供
- ⑥社会参加と交流の促進

第2章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市

6 生活困窮者支援【第3部会】 基本計画（素案）（P18）

<施策の目標>

社会保障制度、雇用対策の活用を促進し、自立意欲の向上と生活の安定を図ります。被保護者には生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活困窮者には関係機関・民生委員と生活保護相談員、就労指導員の連携のもと、相談、指導体制を充実します。

<施策の方向>

- ①生活の安定
- ②相談・指導体制の充実

第2節 健康づくりのための保健・医療の充実

1 健康増進【第3部会】 基本計画（素案）（P19～20）

<施策の目標>

市民の健康づくりや疾病予防のため、年齢に応じた健康増進についての啓発と相談の充実を図ります。健やかな生活が維持できるように、食育や生活習慣病予防対策を推進します。受けやすい健康診査・検診体制づくりに努め、市民一人ひとりのライフサイクルステージ※3にあわせた地域保健活動を充実します。

<施策の方向>

- ①食育の推進
- ②運動習慣の定着
- ③こころにゆとりある生活の環境づくり
- ④喫煙防止の環境づくり
- ⑤飲酒教育の推進
- ⑥生涯自分の歯で噛む
- ⑦糖尿病等の生活習慣病予防
- ⑧すこやか親子事業の充実
- ⑨地域保健活動の充実

2 地域医療【第3部会】 基本計画（素案）（P21～22）

<施策の目標>

市民病院経営改革プランを推進し、安定した経営基盤の構築とともに、地域完結型医療をめざすため地域医療との連携を強化し医療環境整備に努めます。

また、安心して医療が受けられる1次救急医療※4の充実をはじめ、東播磨地域の中核病院として求められる2次救急医療※5の整備、医療機関相互のネットワークづくりなど、広域的な観点からの救急医療体制の整備にも努めます。

<施策の方向>

- ①地域医療体制の充実
- ②救急医療体制の整備・充実
- ③経営基盤の確立

第2章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市

④病院機能の充実

⑤東播磨医療圏内での役割分担の明確化

3 福祉医療【第3部会】 基本計画（素案）（P23）

<施策の目標>

健康の保持と適切な医療の確保を図るため、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等に対して、各種医療費助成を実施することにより、経済的支援を行い、保健の向上及び福祉の増進を図ります。

<施策の方向>

①医療費助成の安定化

②経済的支援の推進

第3節 安心を確保する社会保障制度の啓発

1 国民健康保険【第3部会】 基本計画（素案）（P24）

<施策の目標>

国民健康保険制度の理解を深めるため、積極的な広報、啓発に努めます。制度の健全な運営のため、医療費の適正化や保険料の収納率の向上に努めるなど事業の安定化を図ります。

<施策の方向>

①制度の普及・啓発

②保険料収納率の向上

2 国民年金【第3部会】 基本計画（素案）（P25）

<施策の目標>

国民年金被保険者については、適用対象者を的確に把握し、受給権確保を図ることが重要であり、加古川年金事務所と連携を図ります。

また、加入促進や制度周知のため、広報を充実し、知識の普及、啓発に努めます。

<施策の方向>

①国民年金適用対策

②制度の普及・啓発

<基本目標>

人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達が変化の激しい社会のなかで生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって安心して学べる学校づくりを進めます。

また、市民の健康志向にこたえる生涯スポーツの振興、芸術・文化を通じ生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを進めます。

第1節 生きる力を培う教育の充実

1 幼児期の教育【第3部会】 基本計画（素案）（P27）

<施策の目標>

生活のなかで、幼児一人ひとりの興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、豊かな心情や物事に取り組もうとする意欲、人とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など、「生きる力」の基礎を培う幼児教育を推進します。

<施策の方向>

- ①「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実
- ②発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の充実

2 確かな学力【第3部会】 基本計画（素案）（P28～29）

<施策の目標>

新学習指導要領に示す基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、知識・技能を活用する学習活動をすべての教科等において充実させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や学習意欲を含めた、「確かな学力」を義務教育9年間のなかで向上させる取組みを推進します。

<施策の方向>

- ①学力向上方策の充実
- ②言語活動の充実
- ③理数教育の充実
- ④情報教育の充実
- ⑤外国語教育の充実
- ⑥職業教育・キャリア教育の充実

3 豊かな心【第3部会】 基本計画（素案）（P30）

<施策の目標>

自他を愛し、自他の命を大切にできる心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる心など、教育活動全体のなかで「豊かな心」をさらに育む取組みを推進します。

第3章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市

<施策の方向>

- ①道徳教育の充実
- ②児童生徒の発達段階に応じた体験活動の充実
- ③伝統や文化に関する教育の充実

4 健やかな体【第3部会】 基本計画（素案）（P31）

<施策の目標>

運動の楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって運動・スポーツ活動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、体力の向上に取組みます。

また、心身の健康の保持のため、学校・家庭・地域が連携して、「食育」等生涯を通じて健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進します。

<施策の方向>

- ①体育・スポーツ活動の推進
- ②食育の推進
- ③健康教育の推進

5 特別支援教育【第3部会】 基本計画（素案）（P32～33）

<施策の目標>

障がいのある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し適切な支援を行うために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、主体的に生活、学習することができる力を幼稚園、小・中学校の全教育活動のなかで育成する教育を推進します。

また、特別支援教育への理解・啓発を図るとともに、人権教育の観点をふまえ、園校内や地域の人々との交流活動を積極的に推進します。

<施策の方向>

- ①特別支援教育充実のための施策の展開
- ②障がいのある幼児児童生徒の自立を支える取組みの充実

第2節 命や人権を大切に作る心の育成

1 共生の心【第3部会】 基本計画（素案）（P34）

<施策の目標>

学校の教育活動全体のなかで、人権について理性及び感性の両面から理解を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことのできる子どもの育成を図ります。

また、互いの「違い」を「違い」として認め合い、多様な価値観を受容しながら、ともに生きる態度を育む教育を推進します。

<施策の方向>

- ①人権を大切にした教育の充実
- ②共生の心の充実

第3章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市

2 生徒指導・教育相談【第3部会】 基本計画（素案）（P35）

<施策の目標>

一人ひとりの児童生徒の内面的理解に努めるとともに、すべての教育活動を通して児童生徒の社会性を培い、自立心や自主性を育みます。

また、子どもの悩みや不安等を受け止める教育相談体制を整え、子どもの成長を支援します。

<施策の方向>

- ①生徒指導体制の整備
- ②教育相談体制の充実

3 体験活動【第3部会】 基本計画（素案）（P36）

<施策の目標>

児童生徒の発達段階に応じた体験活動を通して、自ら学び、考え、体得する教育を推進します。

<施策の方向>

- ①児童生徒の発達段階に応じた体験活動の充実
- ②環境学習・教育の推進

第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり

1 学校の組織力【第3部会】 基本計画（素案）（P37～38）

<施策の目標>

園長・校長のリーダーシップのもと、教育活動に取り組む協働体制を確立し、「チーム」として組織的に活動します。また、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供し、地域とともに魅力ある幼稚園、小・中学校づくりを推進します。

<施策の方向>

- ①教職員の協働体制の確立
- ②開かれた学校づくりの推進

2 教職員の資質能力【第3部会】 基本計画（素案）（P39）

<施策の目標>

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、資質と実践的な指導力の向上に努めます。

<施策の方向>

- ①教職員の資質と実践的指導力の向上
- ②教職員のメンタルヘルスの保持

3 学習環境【第3部会】 基本計画（素案）（P40～41）

<施策の目標>

老朽化施設の改修、耐震補強事業を計画的に実施し、園児児童生徒の安全を確保するとともに、地域防災の拠点づくりを進め、良好な教育環境の構築を図ります。

また、就学援助や健康診断など、教育の円滑な実施を図るための環境を整えます。

第3章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市

<施策の方向>

- ①学校安全と危機管理体制の確立
- ②学習環境の整備・充実
- ③就学支援の充実
- ④園児児童生徒の健康の保持・増進

4 教育委員会機能【第3部会】 基本計画（素案）（P42）

<施策の目標>

教育関係の法改正が行われ教育委員会の責任体制の明確化が求められており、教育委員会の体制の充実を図るために、事務の管理、執行状況について教育委員会が自ら点検・評価し地域住民等に説明し、その説明責任を果たしながら事業活動の充実に努めます。

<施策の方向>

- ①教育委員会の体制の充実
- ②教育委員会の点検・評価の実施

第4節 連携した教育の支援

1 家庭の教育力【第3部会】 基本計画（素案）（P43）

<施策の目標>

子育て中の親に対し、きめ細かな支援を行ったり、次世代の親の育成を図ったりする取組みを行うなど、家庭の教育力の向上を図る取組みを推進します。

<施策の方向>

- ①家庭を応援する体制づくりの推進
- ②子どもの基本的生活習慣の育成に向けた取組み推進

2 地域の教育力【第3部会】 基本計画（素案）（P44～45）

<施策の目標>

学校、家庭、地域が連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを推進します。

また、社会教育・生涯学習を支える人材の育成と情報提供の推進に努めます。

<施策の方向>

- ①地域による学校支援の推進
- ②地域の住民が子どもたちの教育にかかわる取組み
- ③地域産業との交流・連携
- ④人材の育成

第3章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市

第5節 生涯学習社会づくり

1 社会教育・生涯学習【第3部会】 基本計画（素案）（P46～47）

<施策の目標>

多様化、高度化する市民の学習要求にこたえる生涯学習の推進を図るため、学校、家庭、

地域社会が連携を深め、多様で幅広い学習情報と学習機会の提供に努めます。市民の誰もが、いつでも自分の意思に基づいて自主的、主体的に取り組むことのできる学習環境の充実を図り、社会教育施設等生涯学習基盤の整備を行うとともに、関係施設とのネットワーク化を進め、効率的な運営に努めます。

<施策の方向>

- ①社会教育施設等の整備・運営
- ②人材の育成と情報提供の推進
- ③社会人の特性をふまえた学習機会の提供
- ④学習成果を社会に生かす仕組みの構築

2 生涯スポーツ【第3部会】 基本計画（素案）（P48～49）

<施策の目標>

健康の維持増進と心のふれあいを深め、市民のニーズにこたえられるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。各スポーツ施設において、各種スポーツ団体の活動を活性化させるとともに、多世代型の地域スポーツクラブ活動の推進やニュースポーツを広く普及させ、市民が気軽に参加できる環境づくりを推進します。

<施策の方向>

- ①スポーツ活動の推進

第6節 創造性豊かな芸術・文化の振興

1 芸術・文化【第2部会】【第3部会】 基本計画（素案）（P50～51）

<施策の目標>

伝統的、歴史的な郷土芸能や文化財は、市民の誇りであり財産です。それらの保護・保存・継承・活用に努めるとともに、それらを情報発信することにより、郷土に対する認識を深め、市民のふるさと意識を醸成します。また、新たな芸術・文化への挑戦や創造を支援し、芸術・文化の発展を図ります。

<施策の方向>

- ①個性ある地域づくりの推進（第3部会）
- ②文化財保護の推進と活用（第3部会）
- ③芸術・文化活動の推進
- ④芸術・文化施設の整備

第7節 個性を認めあえる人権の尊重

1 人権教育・人権啓発【第3部会】 基本計画（素案）（P54～55）

<施策の目標>

すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、園・学校、家庭、地域社会などあらゆる場や機会を通して、様々な人権問題に対する人権教育・啓発を推進します。

<施策の方向>

- ①園・学校、家庭、地域、職場での人権意識の高揚
- ②各種関係機関との連携の強化
- ③人権相談業務の充実
- ④人権推進機能をもった施設の充実

※1 ノーマライゼーション

障がいのある人の人権を認め、取り巻いている環境を変えることにより、健常者と同様な生活を送れる社会をつくりあげていくこと

※2 リハビリテーション

身体的、精神的、社会的に最も適した生活水準の達成を可能とすることによって、各人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定した過程であること

※3 ライフサイクルステージ

人間の一生をいくつかの段階に区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた各段階

※4 1次救急医療

外来診療によって救急患者を担当する医療

※5 2次救急医療

入院治療を必要とする重症救急患者を担当する医療